

議案第26号

基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

基山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の給与に関する条例（昭和21年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「この項及び次項において」を削り、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「合計額」の次に「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の基山町職員の給与に関する条例及び改正後の基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正後の基山町職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の基山町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の基山町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び第3項」を「から第5項まで」に改める。

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）の公布により、駐車場等の料金に相当する通勤手当が追加されたため、基山町職員の給与に関する条例を改正する必要がある。

令和 8 年 6 月 12 日原案可 決